

保護の地域特性

- 本日の資料として、都道府県や福祉事務所ごとの保護に関するデータを、全国と比較できる形で配布

福祉事務所名	保護率 (%)	管内人口	被保護人員数	被保護世帯					
				総数 (世帯)	高齢者世帯 (%)	母子世帯 (%)	障害者世帯 (%)	傷病者世帯 (%)	その他世帯 (%)

医療扶助人員						自立支援プログラム	
入院			入院外			策定状況 ◎…17年度策定済み ○…18年度策定予定	ハローワーク 要 請
総数 (人)	精神 (%)	その他 (%)	総数 (人)	精神 (%)	その他 (%)		

- 福祉事務所ごとに、これらのデータや独自の分析を参考に、自らの位置を見極めた上で、自立支援や保護費の支給等に取り組むことが必要

生活保護行政を適正に運営するための手引き

- 背景

三位一体改革の協議過程における地方団体からの要望、年明けの地方自治体との意見交換を踏まえ、策定

- 骨子

関係先調査の徹底

暴力団員への対応

年金担保貸付利用者への対応

期限を定めた指導指示や保護の停廃止

不正受給の場合の告訴

自立支援

- 生活保護法の目的

- ①最低生活費の支給

- ②被保護者の自立の助長

- 自立の助長とは

「人としての可能性を発見し、これを助長育成し、その人の能力にふさわしい状態において社会生活に適応させること」(小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」)

— 経済的自立、日常生活自立、社会生活自立

自立支援プログラム

- 自立支援プログラムとは

地方自治体ごとに、

- ①被保護者の状況や自立阻害要因を類型化
- ②自立支援の具体的な内容と手順を定め
- ③組織的に支援
- ④庁内の関係部署や保健所、医療機関、福祉施設、ハローワーク、NPO等との外部機関とも連携



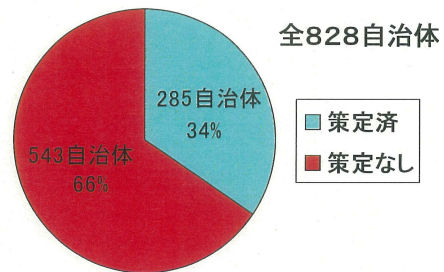
生活保護行政が、地方自治の総合力を發揮しつつ、能動的・創造的なものとなり、かつ、福祉事務所が活性化するための梃子

自立支援プログラムの策定状況①

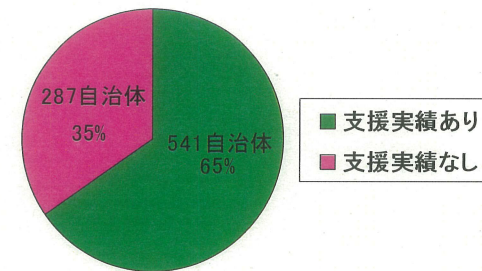
• 平成17年度の実績

※平成17年12月末現在

【自治体のプログラム策定状況】



【ハローワークとの連携事業の実施状況】



【策定プログラム内訳】

